

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和5年 6月19日

福島県知事 殿



提出者 株式会社富士ピー・エス 東北工場  
住 所 福島県安達郡大玉村玉井字畠田37-1  
氏 名 工場長 江田 康彦

電話番号 0243-48-3178

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和4年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社富士ピー・エス 東北工場
事業場の所在地	福島県安達郡大玉村玉井字畠田37-1
事業の種類	プレストレストコンクリート製品製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	1,736 t	全処理委託量	1,736 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	0 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	1,736 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況  
(産業廃棄物の種類: コンクリートくず)

項目	実績値	自ら中間処理した量	自ら中間処理した後、 自ら廃立処分又は 海洋投入処分した量	自ら直接再生利用した量	自ら直接再生利用 業者への処理委託量
1 作出手量	1130.35t	0	0	0	1130.35t
2 + 8:自ら再生利用を行った量	0	0	0	0	0
5:自ら自然回収を行った量	0	0	0	0	0
7:自ら中間処理により減量した量	0	0	0	0	0
3 + 9:自ら廃立処分又は海洋投 入処分を行った量	0	0	0	0	0
10:全処理委託量	1130.35t	0	0	0	0
11:委託認定処理業者への処理委 託量	0	0	0	0	0
12:再生利用業者への処理委託量	1130.35t	0	0	0	0
13:自然回収認定業者への処理委 託量	0	0	0	0	0
14:自然回収認定業者以外の自然回 収を行った業者への処理委託量	0	0	0	0	0

受貝処分業者

・二瓶商店 (不すぐの焼却処分業者)

・京葉興業 (液体の焼却処分業者)

再利用業者じゃない処分業者  
 ・二瓶商店 → 洗い木不可ので再利用不可、焼却処分。  
 ・京葉興業 → 固まつた、または水混じりの液体なので、再利用不可。  
 ・クリーンテック → 塩立最終処分場

(第2面)

受貝処分業者

・二瓶商店 (不すぐの焼却処分業者)

・京葉興業 (液体の焼却処分業者)

再利用業者じゃない処分業者  
 ・二瓶商店 → 洗い木不可ので再利用不可、焼却処分。  
 ・京葉興業 → 固まつた、または水混じりの液体なので、再利用不可。  
 ・クリーンテック → 塩立最終処分場

計画の実施状況		(産業廃棄物の種類： 废プラスチック )	
不使用等発生量	有価物量	自ら直接 再生利用した量	自ら中間処理した後 再生利用した量 (②)
		0	0
排出量	自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量	自ら中間処理した後 再生利用した量 (③)	自ら中間処理した後 再生利用した量 (④)
(1)	9.04t	0	0
項目	実績値	自ら中間処理した量	自ら中間処理した後 再生利用した量 (⑤)
①排出量	9.04t	0	0
②+ ③自ら再生利用を行った量	0	0	0
④自ら熱回収を行った量	0	0	0
⑤自ら中間処理により減量した量	0	0	0
⑥自ら中間処理した量	0	0	0
⑦自ら埋立処分又は海洋投 入処分を行った量	0	0	0
⑧全処理委託量	9.04t	0	0
⑨後見認定処理業者への処理委 託量	0	0	0
⑩再生利用業者への処理委託量	9.04t	0	0
⑪自然回収認定業者への処理委 託量	0	0	0
⑫熱回収認定業者以外の熱回 收回用業者への処理委託量	0	0	0

(第2面)

- ・燃費事業者 (木きの油燃費処分業者)
- ・二瓶商店 (废油の燃費処分業者)
- ・東葉興業 (東葉の燃費処分業者)
- 再利用業者やない処理業者
- ・二瓶商店 → 汚い木くずなので再利用不可。燃却処分。
- ・東葉興業 → 固まつた、干には水足りないの废油なので、再利用不可、クリーンテック → 垒立最終処分場

計画の実施状況 (産業廃棄物の種類：がれき類)

有価物量

不実物発生量

自ら直接受け利用した量

自ら中間処理した後再生利用した量

再利用率をじやない処分業者  
・二瓶商店（木くずの焼却処分業者）  
・京葉興業（液体の焼却処分業者）  
再利用率をじやない処分業者  
・汚い木くずなどの再利用不可、焼却処分、  
・京葉興業 → 固まつた、または水混じりの废油なので、再利用不  
可、  
・クリーンテック → 埋立最終処分場

排出量

自ら中間処理した量

自ら中間処理した後再生利用した量

自ら直接受け利用した量

自ら回収を行った量

自ら中間処理により減量した量

自ら中間処理した後再生利用した量

自ら直接受け利用した量

自然回収を行った量

(第2面)

計画の実施状況		(産業廃棄物の種類: 汚泥)
項目	実績額	
不燃物質		
有機物質		
自ら中間処理した後 再生利用した量		
(2) 0		
自ら再生は自己処分又は 海上投入型外した量		
(3) 0		
排出量		
178.64t		
自ら中間処理した後 再生利用を行った量		
(4) 0		
自ら中間処理した量		
(5) 0		
自ら無回収を行った量		
(6) 0		
自ら中間処理により減量した 量		
(7) 0		
自ら中間処理により減量した 量		
(8) 0		
自ら中間処理した後 海上投入型外した量		
(9) 0		
自ら中間処理した後 海上投入型外した量		
(10) 178.64t		
委託業者への処理委託量		
(11) 0		
再生認定業者への処理委託量		
(12) 167.58t		
再生非認定業者への処理委託量		
(13) 0		
熱回収認定業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量		
(14) 0		

(第2面)

優良処分業者

二括商店（木くずの供給部処分業者）  
・商業営業（液体の供給部処分業者）

再利用業者やしない処分業者  
・二括商店 → 手い木くずのみでの再利用不可、焼却専用  
・商業営業 → 固まつた、または水張じりの金属などで、再利用不可。  
・クリーテック → 垂直最終処分場

計画の実施状況	
(産業廃棄物の種類: 混合物)	
不燃物等余生量	有価物量
自ら中間処理した後 再生利用した量	自ら直接 再生利用した量
2. 0	2. 0
自ら直接受立処分又は 海浜投入処分した量	自ら直接受立処分した量
3. 0	3. 0
排出量	他のうら再生利用 業者への処理委託量
1. 52.18t	10. 52.18t
項目	自ら中間処理した後の残さ量
1. 排出量	自ら中間処理した量
2.+3.自ら再生利用を行った量	4. のうち熱回収を行った量
5. 自然回収を行った量	5. 自ら中間処理により減量した量
6. 自ら中間処理により減量した量	6. 中間処理した量
7. +8.自ら直接受立処分又は海浜投 入処分を行った量	7. のうち熱回収を行った量
9. 全處理委託量	8. のうち熱回収業者以外 の熱回収を行う業者への処理 委託量
10. 有価物等余生量への処理委託 量	9. のうち自然回収の 処理委託量
11. 有価物等余生量	10. のうち熱回収業者以外 の熱回収を行う業者への処理委託 量

係員処分業者  
 \*二瓶商店（木くずの焼却専分業者）  
 \*京葉興業（液体の焼却専分業者）  
 再利用業者じゃない処分業者  
 \*二瓶商店 → 引い下さないので再利用不可。焼却専分。  
 \*京葉興業 → 固まつた。まだではがれじりの液体なので、再利用不可。  
 ・クリーンテック → 墓立最終処分場

(第2面)

計画の実施状況  
(産業廃棄物の種類: 木くず)

項目	排出量	自ら中間処理した量	自ら中間処理した後 自ら販売又は 海洋投入処分した量	他のうち再生利用 業者への処理委託量	再利用業者じやない処分業者 への処理委託量	二瓶商店 (木くずの焼却処分業者) ・京葉興業 (石油の焼却処分業者)	二瓶商店 → 当大(ぐだい)ので再利用不可、焼却専 用。・京葉興業 → 開まつた、または水混じりの燃料なので、再利用不 可。・クリーンテック → 墓立最終処分場
排出量	28.90t	0	0	0	0	0	0
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	0	0	0	0	0	0	0
⑤自ら燃回収を行った量	0	0	0	0	0	0	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0	0	0	0	0	0	0
⑨自ら販売又は海洋投 入処分を行った量	0	0	0	0	0	0	0
専門処理委託量	28.90t	1.55t	27.35t	0	0	0	0
再生利用業者への処理委 託量	0	0	0	0	0	0	0
自然回収認定業者への処理委 託量	0	0	0	0	0	0	0
自然回収認定業者以外の燃回收 を行う者の処理委託量	0	0	0	0	0	0	0

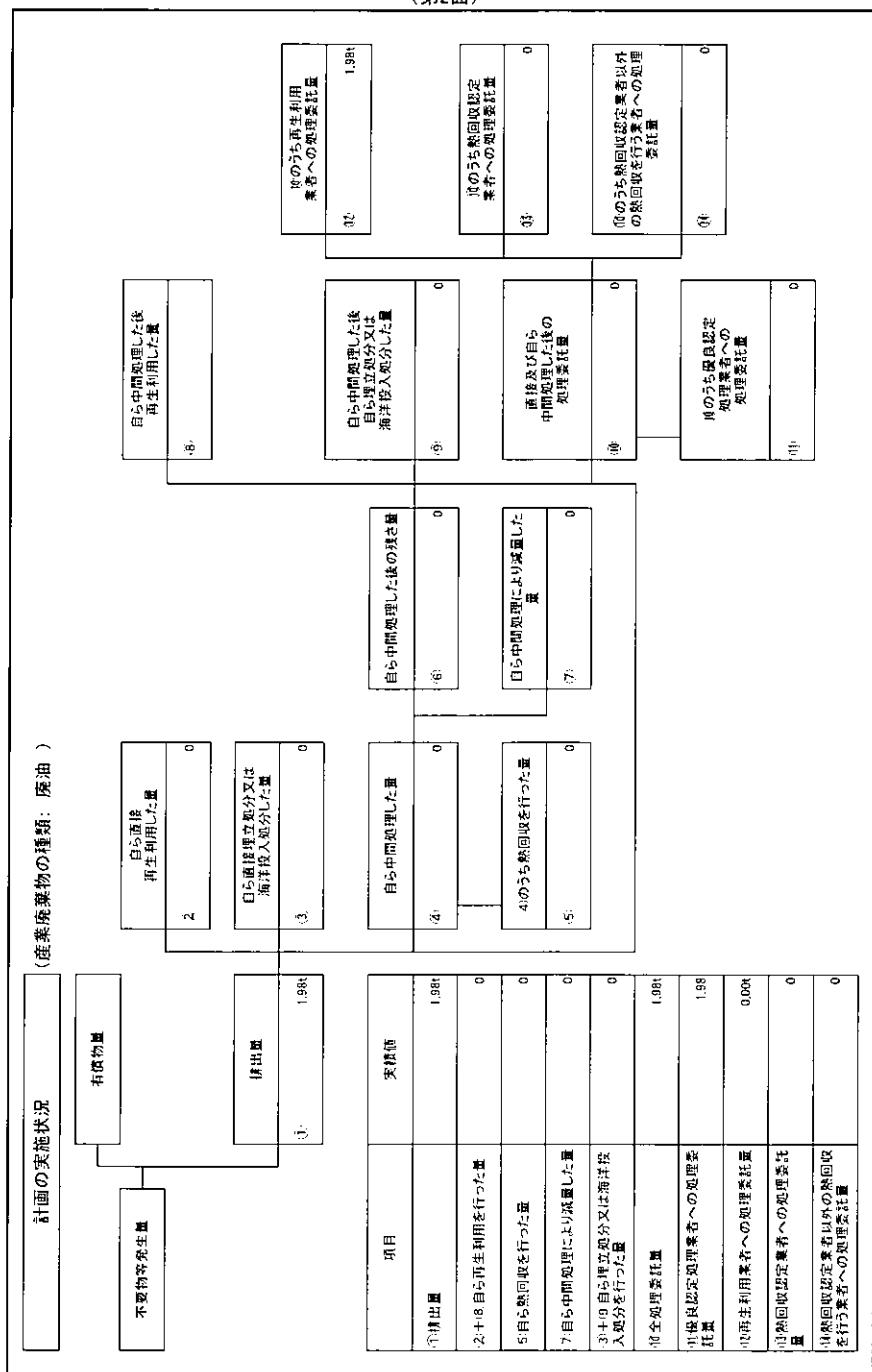
(第2面)

経営処分業者  
・京葉興業 (石油の焼却処分業者)

再利用業者じやない処分業者  
・二瓶商店 (木くずの焼却処分業者)  
・京葉興業 → 開まつた、または水混じりの燃料なので、再利用不  
可。  
・クリーンテック → 墓立最終処分場

(産業廃棄物の種類: 廃油)

種類： 廢油 )



(産業廃棄物の種類： アスコンがら)

計画的実施状況	
項目	実績量
排出量	175.80t
自ら直接 再生利用した量	0
自ら直 接処理立 て分又は 海洋投入処分した量	3
自ら中間処理した後 再生利用した量	0
自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	175.80t
自ら中間処理した量	0
自ら中間処理した後 直接及び自ら 中間処理した量	0
自ら中間処理により減量した 量	0
4 のうち燃回収を行った量	0
5 のうち燃回収を行った量	0
6 のうち燃回収を行った量	0
7 自ら中間処理により減量した量	0
8 自ら埋立処分又は海洋投 入処分を行った量	0
9 全処理委託量	175.80t
10 優良認定処理業者への処理委 託量	0
11 再生利用業者への処理委託量	175.80t
12 燃回収認定業者への処理委託 量	0
13 燃回収業者以外の燃回収 を行う業者への処理委託量	0

(第2面)

保食処分業者  
 \*二瓶商店（木くずの焼却処分業者）  
 \*京葉興業（焼却の焼却処分業者）  
 再利用業者じゃない処分業者  
 \*二瓶商店 → 汚い木くずなので再利用不可、焼却処分、  
 \*京葉興業 → 固まった、または水混じりの废油なので、再利用不  
 可。  
 \*クリーンテック → 埋立最終処分場

(産業廃棄物の種類：金属類)

計画の実施状況

不燃物発生量

未燃物量

不燃物発生量

未燃物量

自ら中間処理した後  
再生利用した量

不燃物発生者

自ら直接処理又は  
海洋投入処分した量

二瓶商店（木くずの焼却処分業者）  
・京葉興業（廃油の焼却処分業者）

自ら中間処理した後  
自ら埋立処分又は  
海洋投入処分した量

再利用業者じゃない処分業者  
・二瓶商店 → 芳い木くすなので再利用不可、焼却処分。  
・京葉興業 → 固まつた、または水混じりの廃油なので、再利用不可。  
・クリーンテック → 埋立最終処分場

自ら中間処理した量

自ら中間処理した後  
自ら埋立処分又は  
海洋投入処分した量

自ら中間処理した後  
自ら埋立処分又は  
海洋投入処分した量

再利用業者じゃない処分業者  
・二瓶商店 → 芳い木くすなので再利用不可、焼却処分。  
・京葉興業 → 固まつた、または水混じりの廃油なので、再利用不可。  
・クリーンテック → 埋立最終処分場

自ら中間処理を行った量

自ら中間処理した後  
自ら埋立処分又は  
海洋投入処分した量

自ら中間処理した後  
自ら埋立処分又は  
海洋投入処分した量

再利用業者じゃない処分業者  
・二瓶商店 → 芳い木くすなので再利用不可、焼却処分。  
・京葉興業 → 固まつた、または水混じりの廃油なので、再利用不可。  
・クリーンテック → 埋立最終処分場

自ら中間処理により減量した量

自ら中間処理により減量した量

自ら中間処理により減量した量

再利用業者じゃない処分業者  
・二瓶商店 → 芳い木くすなので再利用不可、焼却処分。  
・京葉興業 → 固まつた、または水混じりの廃油なので、再利用不可。  
・クリーンテック → 埋立最終処分場

自ら埋立処分又は  
海洋投入処分した量

自ら埋立処分又は  
海洋投入処分した量

自ら埋立処分又は  
海洋投入処分した量

再利用業者じゃない処分業者  
・二瓶商店 → 芳い木くすなので再利用不可、焼却処分。  
・京葉興業 → 固まつた、または水混じりの廃油なので、再利用不可。  
・クリーンテック → 埋立最終処分場

自ら燃焼した量

自ら燃焼した量

自ら燃焼した量

再利用業者じゃない処分業者  
・二瓶商店 → 芳い木くすなので再利用不可、焼却処分。  
・京葉興業 → 固まつた、または水混じりの廃油なので、再利用不可。  
・クリーンテック → 埋立最終処分場

(第2面)

11: 排出量	0.04t	12: のうち再生利用 業者への処理委託量	0.04t
---------	-------	--------------------------	-------

13: 自然回収認定 業者への処理委託量	0	14: のうち燃焼回収認定 業者への処理委託量	0
-------------------------	---	----------------------------	---

15: 直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量	0	16: のうち燃焼回収認定 業者への処理委託量	0
---------------------------------	---	----------------------------	---

17: 自然回収を行った量	0	18: のうち燃焼回収認定 業者への処理委託量	0
---------------	---	----------------------------	---

19: 自然回収を行った量	0	20: のうち燃焼回収認定 業者への処理委託量	0
---------------	---	----------------------------	---

21: 再生利用業者への処理委託量	0.00t	22: 自然回収認定業者への処理委託 量	0
-------------------	-------	-------------------------	---

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑪の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。